

**今こそ全員養老の魅力を語り、  
福利厚生の重要性を説く時！**



# 株式会社fpking

損金性が高く戻り率の高い商品がまた生まれると、いうイタチごっこでした。生命保険には、課税の繰延べによる即効性がありました。企業は保険料が損金になるということです。決算月に土壇場の策として生命保険に加入していました。当時は生保会社の企業努力で、100歳までの定期保険でも戻り率100%という商品もありました。つまり経営者の万一本を守る本来の保障目的以上で、決算月に土壇場の策として生命保険に加入していました。当時は生保会社の企業努力で、100歳までの定期保険でも戻り率100%という商品もありました。今までの損金ルールは廃止され、戻り率が高ければ高いほど損金率を下げるという法律ができました。戻り率と損金率を反比例させたのです。例えば、戻り率が100%の保険は損金率が10%。こうなると、生保会社の企業努力で、100歳までの定期保険でも戻り率100%という商品もありました。今までの損金ルールは廃止され、戻り率が高ければ高いほど損金率を下げるという法律ができました。戻り率と損金率を反比例させたのです。しかし、皆さんもご承知の通り、今年6月に当局から通達があり、その結果、法人が戻り率の高い生命保険に加入しても高い損金性は認めなくななりました。

法人保険に  
る法改正の背景につ  
どうお考えですか?  
井上 今まで、  
いくら規制をかけて

国がいて、損金性の保険料で利益を抑える節税目的で生保に加入するということも、まかり通っていたのです。

# 法人保険の損金算入、新ルール適用! 生保本来の力で 勝負する時代が到来

律改正の対象外だったからです。返戻率の高さにかかわらず50%損金のままであります。

会員義務は、法人が生じる法人が受け取ります。生退職金の金額は、法人がコントロールであるのです。

今年8月に販売以来、好調な売れ行きを見せる「保険税務のすべてを  
使った保険営業」特別編DVD「全員養老のすべて～その特徴と魅力を  
語る～」の講師、井上健哉氏（株式会社フローラの代表取締役）に、  
DVDに込めた想いをお聞きした。

焦点を当てたのは、  
井上 法改正後のタイ  
ミングで、私がこのDV  
Dを出して世に聞いたか  
つゝも、  
今回全員養老に  
合生保会社が運営に直  
接死亡保険金を支払うと  
いう保険本来の姿がこと  
にあります。

**法改正はチャンス時、「全員養老」に焦点を！**

して全員養老を提案するときによく多くの法人が中退共を導入しているわけです。DVDで詳しく解説していますが、決定的な違いは、中退共は貯金と同じ三角で、全員養老は四角です。法人がしなければならないのは、生存退職金の準備だけではなく、

他にも、全員養老のメリットをたくさんDVDの中をご紹介しています。

退共は従業員という決まりがあります。中退共も全員養老も、法人が費用を負担しますが、解約戻金をコントロールできることは、法人にとって大きなメリットだと思います。

ジをお願いします。

井上 今年たまたま法律改正があり、全員養老は50%損金を保つプランとしてクローズアップされました。が、本来、企業経営者は損金性の有無よりも、本気で福利厚生を考える時代だと思います。

経営者に「福利厚生のために何をなさっていま

このDVDをご覧になつた生保のプロの皆さまが、その魅力を語り、少しでも多くの法人が全員養老を導入してくださることを、切望します。

— DV Dでは中退共との違いにも、かなり詳しく触っていますが？  
井上 全員養老と中退共はセットで考えなければ、保険は提案できません。中退共は国が用意している退職金の制度で、中小企業の加入率が極めて高いものです。

社員死亡時の遺族へのサポート。貯蓄性はどちらもありますが、いわゆる死亡保障機能は中退共にはありません。全員養老は、保障の大切さを伝えられる良い商品です。その副産物として、50%損金だということです。

また解約返戻金の帰属に、自信を持ってお勧めできる商品で、従業員を抱える法人に必須だと思います。

— このDV Dを

従業員が不慮の事故等でなくなられた場合には、中退金だけでいいのでしょうか。  
生存退職金だけではなく、死亡退職金の準備も社会的責任として法人が用意すべきものというところで、国が全員養老の半

# 経営者の心に響く全員養老 中退共との違いを徹底解説

はもういい、中退共に加入してるので大丈夫です」と返ります。

社がいくら戻り率の高い商品を作つても、節税目的では法人に響かなくなってしまいます。従業員の福利厚生のために保険料を負担して養老保険をかけるというもので、従業員にプラスアルファで経営者や役員が加入することも可能です。

企業会計は福利厚生費に損金性を認めていいま  
す。

ル適用！

法律改正の対象外だったからです。返戻率の高さにかかわらず50%損金のままであります。

会員登録者は、法人が受け取ります。生

存退職金の金額は、法人がコントロールできるの

です。

井上 あくまでも「今  
員養老」の大前提が、中  
小企業に勤める従業員の  
退職金を企業として準備  
する、う福利厚生とか

「保険業務のすべてを  
その特徴と魅力を  
代表取締役(二)に  
焦点を当てるのは?  
井上 法改正後のタイ  
ミングで、私がこのDV  
Dを出して世に聞いたか  
また貯蓄性があり、満  
合 生保会社が運営する  
接死」保険金を支払うこと  
いう保険本来の姿がこと  
になります。

正後も事実上の二三ヶ月  
「ハーフタックス」なんだ  
す。